

施策
5-1

学校教育の充実

◆ 施策のめざす姿

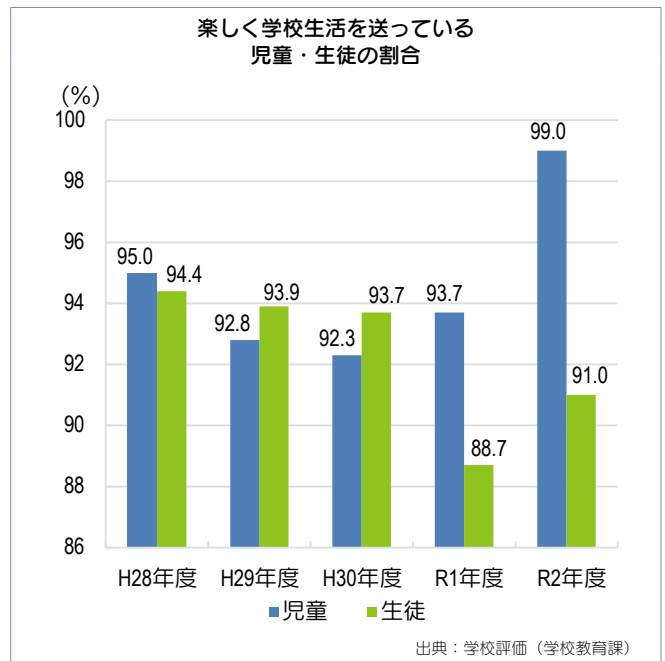
心身ともに健康な子どもを育成し、教育環境を整備・充実し、安全・安心な学校生活を形成します。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
楽しく学校生活を送っている児童の割合	93.7%	95.5%	分かる授業づくり、一人ひとりの居場所づくりに努め、学校・家庭・教育委員会が連携して、よりよい学校づくりに取り組みます。
児童が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	95.7%	95.0%	学校・家庭・教育委員会との連携、協力、意思の疎通を十分に行い、信頼構築を図ります。
楽しく学校生活を送っている生徒（中学生）の割合	88.7%	95.0%	分かる授業づくり、一人ひとりの居場所づくりに努め、学校・家庭・教育委員会が連携して、よりよい学校づくりに取り組みます。
生徒が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	91.7%	95.0%	学校・家庭・教育委員会との連携、協力、意思の疎通を十分に行い、信頼構築を図ります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学校の実情に合わせて、医療的ケア看護職員や情報通信技術支援員、特別教育支援員、教員業務支援員等の整備を進め、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努めます。
- G I G Aスクール構想による I C T 環境（1人1台端末や高速大容量のネットワーク等）を整備しましたので、それらを適切に活用した学習活動の充実に推進していきます。
- 児童生徒の多様化に応じた心のケアに努めるとともに、継続していじめ問題や不登校問題等に適切に対応します。特に深刻化する S N S やインターネットを介したいじめ問題の未然防止・保護者への啓発と関係機関と連携し、不登校児童生徒への支援に努めます。
- 学校施設の老朽化が進み、安全・安心な教育環境を維持するため、必要に応じ、迅速且つ計画的な修繕・改修に取り組んでいきます。
- 児童生徒数の減少が進む中、適切な学校再編を行い、学校教育活動の充実に努めます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育振興に関する大綱（R1～R4）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
学生総合戦略
国土強靱化
資料編



基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 確かな学力の向上 自ら学び考える力を育成し、基礎・基本を定着させることにより確かな学力の向上を図ります。	戦略 授業が分かると言う児童の割合	95.1%	95.0%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。
	授業が分かると言う生徒の割合	89.5%	95.0%	授業改善、学習改善に努め、現状からの向上を目指します。
	学習習慣ができてきている児童の割合	87.5%	92.0%	家庭への啓発等により、学習習慣の定着率向上を目指します。
	学習習慣ができてきている生徒の割合	59.6%	85.0%	家庭への啓発等により、学習習慣の定着率向上を目指します。
2 ICTを活かした教育の推進 ICT機器を利用した児童生徒の興味関心の増加と情報リテラシーが向上しています。	戦略 ICT機器を使った学習が楽しいと感じている児童の割合	取得予定	80.0%	ICT機器を活用し、学習の意欲化を図ります。
	ICT機器を使った学習が楽しいと感じている生徒の割合	取得予定	80.0%	ICT機器を活用し、学習の意欲化を図ります。
	学習端末を使用している児童・生徒の割合	取得予定	80.0%	通常授業と端末を使った授業のハイブリッドで最適な学習を目指します。
3 心の教育の充実 いじめ・不登校の根絶に努め、家庭や地域と連携した生徒指導の充実を図ります。	いじめの解消率	95.6%	100%	いじめの積極的な認知に努め、未然防止と解決に取り組めます。
	不登校の児童・生徒数	4人	0人	児童生徒に寄り添った指導等により、不登校0を目指します。
	専門機関等へつなげた不登校児童生徒の割合	100%	100%	専門機関等との連携により、児童生徒の心の居場所づくりを行います。
4 健やかな体の育成 健康的な生活習慣の形成を図り、運動を通じて体力を養います。	戦略 愛媛県体力標準値で県平均を上回っている項目数の割合 (小5・中2)	90.6%	90.0%	県平均を上回る現状を踏まえ、継続して体力の向上を図ります。
	パーフェクト自己新記録賞の割合 (小5・中2)	83.3%	90.0%	運動に親しむ取組を継続して意欲化を図ります。
	健康診断における精検者の受診率	65.0%	100%	心身の健康な育成を図ります。
	基本的な生活習慣ができてきている児童・生徒の割合 (早寝早起き、朝ごはんを食べている、あいさつなど)	86.5%	95.0%	町食育推進計画と合わせて、成果向上を目指します。
5 安全安心な教育環境の整備 子どもが安全安心な環境で豊かな学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備・充実に努めます。	強靱 学校施設維持管理上の支障件数	0件	0件	現状把握と迅速な対応に努め、安全で良好な教育環境を目指します。
	登下校の事故・トラブル件数	2件	0件	交通安全指導等により事故・トラブルが起きないことを目指します。

用語解説

GIGAスクール構想

パーフェクト自己新記録賞

次の2点を目指す構想です。①1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。②これまでの国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出す。

体力テストにおいて、前年度の自分の記録をすべての種目を上回った(タイ記録も可)児童生徒に対し、町教育委員会から賞状を授与し、自分の体力に関心を持つことや運動に親しむための意欲化等を図る取組です。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略

地域土強計画画化

資料編

施策 5-2 生涯学習の充実

◆ 施策のめざす姿

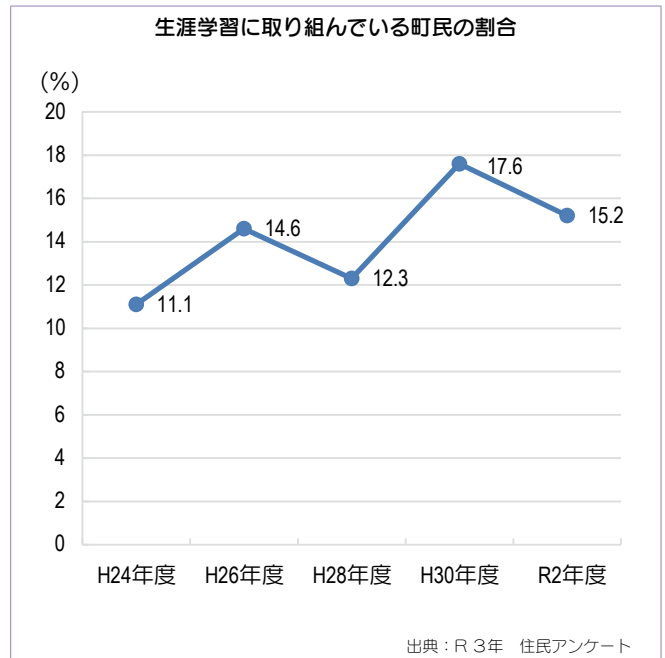
多様な学習機会や情報を提供し、その成果を活かせる活動の場づくりを進める事により、生涯学習に取り組む町民が増加します。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
生涯学習に取り組んでいる町民の割合	15.2%	20.0%	町民が主体的に学び、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習社会の形成を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 社会の進展に伴い、人々の価値観は多様化しており、生涯学習に対する町民のニーズも多様化しています。
- 変化するライフスタイルや町民ニーズに対応した生涯学習機会の提供と地域に根ざした公民館活動の充実・強化を図ります。
- 町民の自主的な文化活動を支援するとともに優れた文化に接する機会の提供に努めます。
- 放課後・長期休業中の児童の安全安心な居場所づくりや魅力ある体験活動の充実を図り、青少年の健全育成を推進します。
- 個別施設計画に基づく施設の適正な管理に努め、生涯学習環境の充実を図るとともに、図書館や資料館などの社会教育施設の整備について研究を進めます。
- 平城貝塚・遍路道の国史跡指定に向けた取組、埋蔵文化財の周知と保存、その他の文化財の保護と活用を進めることによって、町民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育基本方針、愛南町社会教育基本方針

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化計画

資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 生涯学習機会の充実と文化活動の活性化 町民のニーズに応じた様々な生涯学習機会の提供や町民の各種文化活動への支援によって、多くの町民が文化活動を含む生涯学習活動に参加し、その質や機会が充実していると思う町民が増加します。	公民館事業に参加した町民の参加者数	10,297人	23,000人	点検評価により、町民がより多く参加できる事業の展開に努めます。
	生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	79.0%	85.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	生涯学習に関する情報提供の量や内容に満足している町民の割合	76.4%	80.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	文化活動への参加者数（芸術・文化・歴史）	22,279人	50,000人	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	文化事業・芸術鑑賞への機会が十分だと思う町民の割合	70.7%	75.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
2 青少年の健全育成 体験活動や見守りを受けたり、放課後や週末等における安全・安心な居場所があり、健全に育成されています。	青少年事業延べ参加者・利用者数	6,854人	9,000人	各種事業内容の充実により成果の向上を目指します。
3 生涯学習施設の適正管理 生涯学習施設を適正に管理することで、多くの町民が安心して利用することができます。	強靱 生涯学習施設の維持管理上のトラブル件数	0件	0件	利用に不具合が生じないよう適正な維持管理に努めます。
4 文化財の保護・活用 文化財の保護と活用を通じて、町民が町の歴史や文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを醸成します。	強靱 指定文化財のき損、滅失、亡失、盗難件数	0件	0件	指定文化財の次世代への健全な継承に取り組みます。
	文化財事業の参加者数	取得予定	200人	文化財保護とその理念についての理解の促進に努めます。



平城公民館「平城貝塚再発見講座」



夏休み子ども教室

用語解説

生涯学習	人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるために自主的に学び続けることです。
個別施設計画	国と地方公共団体等が一丸となって、インフラの安全性と維持管理を実現するために策定する計画です。
平城貝塚	愛南町に存在する縄文後期（約4,000年前）を中心とする貝塚遺跡で、明治24（1891）年に発見。これまでの発掘で土器や石器、貝殻、人骨など大量の遺物が出土している。貝塚の少ない西日本の太平洋側では極めて貴重な遺跡です。
遍路道	四国霊場八十八箇所の霊場を歩いて巡る道。愛南町には40番札所観自在寺があり、松尾坂、柏坂など古道の趣を有する遍路道が残っています。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略
創生総合戦略

国土強靱計画
画化

資料編

施策 5-3 スポーツの充実

◆ 施策のめざす姿

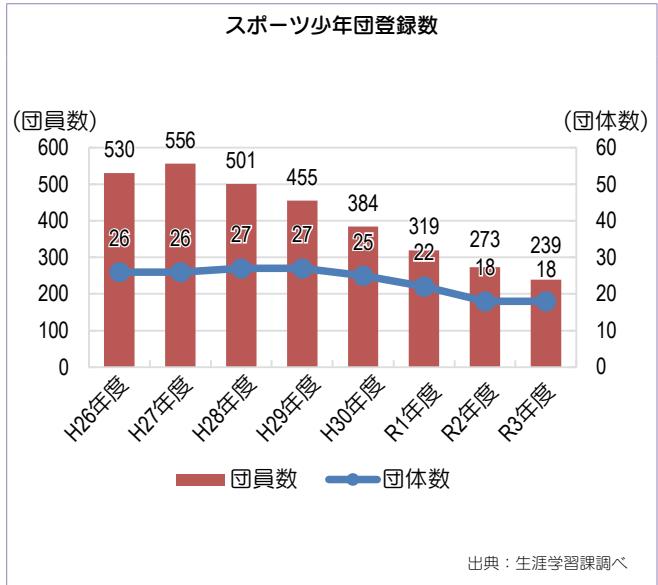
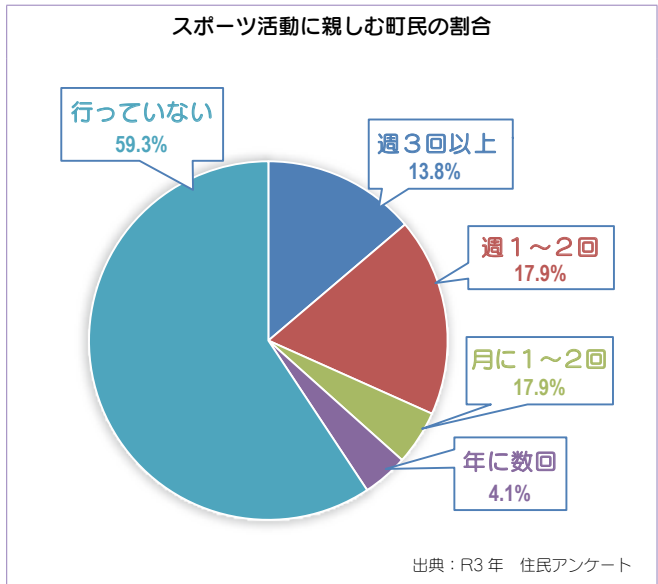
町民ニーズにあったスポーツ環境の整備を行い、健康が維持増進されています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
スポーツ活動に親しむ町民の割合	31.7%	33.0%	各種大会や教室への参加機会の充実を図り、スポーツ習慣を高めていきます。
各種スポーツ団体・クラブに加入している町民の割合	11.5%	13.0%	幅広い年齢層が気軽にスポーツが体験できるような環境を整備していき、新たな競技種目の導入に取り組んでいきます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子化による競技人口の減少とスポーツ習慣の低下により、スポーツ少年団の登録数が減少しています。今後は学校単位から競技単位のスポーツ少年団への移行を目指し、専門的な知識や技術を有する指導者を養成し、団体の育成と団員の加入促進を図ります。
- スポーツ活動に親しむ町民の割合を向上させるため、各種大会や教室への参加機会の充実を図り、スポーツ習慣を高めていきます。また、幅広い年齢層が気軽にスポーツが体験できるような環境を整備していき、新たな競技種目の導入に取り組んでいきます。
- スポーツ施設の管理については、個別施設計画に基づき、施設の適正な管理を行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ります。
- えひめ国体で整備したあけぼのグラウンドを中核としたスポーツ合宿の積極的な誘致や対外的なスポーツイベントを開催することにより、スポーツツーリズムによる交流人口の増加を図ります。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育基本方針、愛南町社会教育基本方針

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まちづくり戦略
国土強靱化計画
資料編

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 各種スポーツ団体及び指導者の育成 各種スポーツ団体の充実及び指導者の育成により、地域でスポーツ活動をする人が増加します。	各種スポーツ指導者数	28人	28人	専門的知識や技術を有した指導者の育成を図ります。
	各種スポーツ団体で優秀な成績を取めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰者数（延人数）	25人	30人	各種スポーツ競技団体との連携により、競技力の向上を図ります。
	スポーツ少年団の加入率	32.1%	35.0%	学校単位から競技単位への移行を目指し、団体の育成を図ります。
2 各種スポーツ活動への参加機会の充実 各種スポーツ活動への参加機会が充実します。	町主催のスポーツ大会・教室等に参加した人数	628人	2,000人	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	スポーツ活動への参加機会が十分であると思う町民の割合	84.0%	85.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
3 スポーツ施設の利用促進と適正管理 スポーツ施設・設備を充実させ、多くの町民が利用します。	スポーツ施設利用者数	134,591人	150,000人	各種大会や教室への参加機会の充実を図ります。
	スポーツ施設の維持トラブル不具合件数	0件	0件	定期点検を行い、必要な修繕を計画的に実施します。
4 スポーツツーリズムの推進 スポーツツーリズム推進基本方針（観光庁）に基づき「見る」、「する」、「支える」などのスポーツを通じた観光のまちづくりを推進します。	スポーツツーリズムによる交流人口	4,861人	5,000人	対外的なスポーツイベントを開催し、交流人口の増加に取り組みます。
	スポーツ合宿件数	12件	15件	あけぼのグラウンドを拠点とした合宿誘致活動に取り組みます。

戦略



ふれあい健康マラソン大会



スポーツフェスタ IN 愛南



御荘 B & G 海洋クラブ

用語解説

指導者 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、指導者資格を有している指導者等をいいます。
スポーツツーリズム プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを旨とする取り組みをいいます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地国土強
域計劃
画化

資料
編

施策

5-4

人権尊重・男女共同参画の実現

◆ 施策のめざす姿

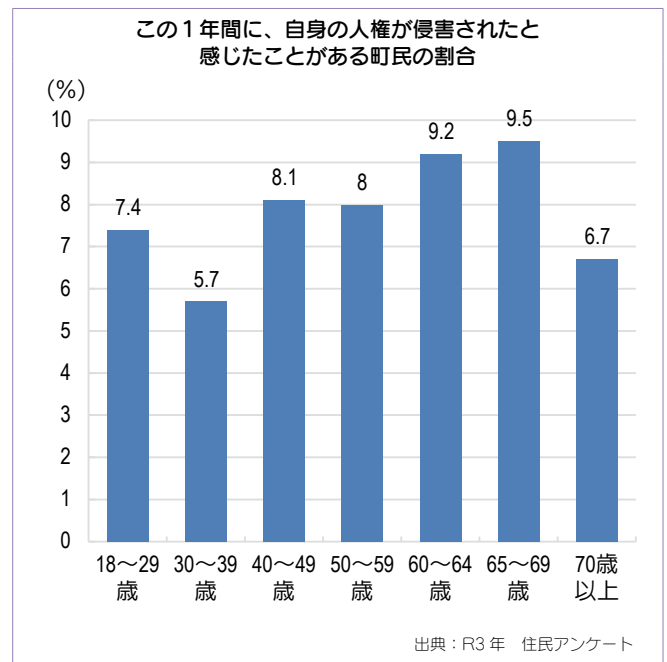
地域、家庭、職域その他様々な場において、人権尊重に対する町民の理解を深め、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
この1年間に、自身の人権が侵害されたと感じたことがある町民の割合	8.5%	7.0%	近年の人権侵害された町民の割合の伸び率から目標値を設定しています。
出身、性別、国籍、年齢、病気、障がいの有無等の人権に係る差別をしてはならないと考える町民の割合	97.9%	100%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 意識、無意識を問わず、人権を侵害する要素はインターネット上の差別的書込みを代表的に、年々多様化しています。平成28（2016）年から、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法が施行されていますが、被差別当事者に対する差別意識は根強く残っています。これらの問題を解決するために、効果的な人権・同和教育の啓発によって正しい知識を広めることで、多様性を認め合う環境づくりを推進していきます。さらに、あらゆる差別の解消に向け、家庭、地域、学校、職場と連携しながら、人権意識の高揚に取り組み、すべての町民が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を目指します。
- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する中、男女の地位の平等化は重要な課題となっています。男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目指します。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

第3次愛南町男女共同参画推進計画（R3～R8）

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土強靱化
地域計画

資料
編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 人権・同和教育の推進 あらゆる差別や偏見の解消及び多様性を認める人権尊重意識の高揚を図ります。お互いに相手の立場を認め合える豊かな感性をもった児童・生徒を育てます。	学習等により、この1年間に自身の人権意識が高まったと思う町民の割合	39.9%	45.0%	近年の人権意識が高まったと思う町民の割合の伸び率から目標値を設定しています。
	相手の気持ちを理解し、やさしい言葉遣いや行動ができる児童・生徒の割合	84.9%	90.0%	近年のやさしい言葉遣いや行動ができる児童・生徒の割合の伸び率から目標値を設定しています。
2 男女共同参画の推進 男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目指します。	男女の地位は平等になっていると思う町民の割合	20.4%	50.0%	男女共同参画推進計画の計画値を基本計画期間にあわせ目標として取り組みます。



愛南町職員・教職員・議員等人権・同和教育研修会



愛南町人権ふぉーらむ

用語解説

障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の略称で、その目的は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい理由とする差別の解消を推進することです。
ヘイトスピーチ解消法	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」の略称で、その目的は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、国等の責務を明らかにするとともに、基本理念、基本施策を定め、これを推進することです。
部落差別解消推進法	「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」の略称で、その目的は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することです。
アイヌ施策推進法	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）」の略称で、その目的は、アイヌの人々について「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」との認識を示した上で、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することです。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地
域
計
画
強
靱
化
計
画

資
料
編